

総合選抜制度に関する研究 —兵庫県を事例として—

田中 理絵（九州大学大学院・
日本学術振興会特別研究員）

1 本報告の目的

総合選抜制度は、歴史的に見てその実施県は少数でありながら、それにもかかわらず注目され続けてきた制度である。その原因は、制度の基本的なねらいにある。すなわち、高校間格差を是正・縮小して教育の機会均等を確保し、あわせて過度の受験競争に伴う中学校教育の不正常な状態を解消するための制度として注目されてきたのである。

ところが近年、文部省の高校教育改革推進会議の示す「各学校、学科、コースごとの特色に応じた多様な選抜方法の実施」や総合学科設置についてなど、特色化・多様化・個性化という路線のなかで、総合選抜制度は、全国的に廃止を含めた再検討の対象となっている。それはとりもなおさず、総合選抜制度の基本的なねらいであり、かつ制度的／政策的価値である「平等」原則に入学志願者の競争の「自由」が抵触することが原因であると思われる。つまり、「高校間格差の是正」をねらいとする総合選抜制度は「どの学校に行っても教育機会が同じ」（＝教育機会均等）であることを長所としてきた。ところが現在、それは「どの学校に行っても同じ」という

「特色のなさ」に解され、特色化をすすめる路線のなかで、その制度的価値そのものが再検討の対象にならざるを得ない状況が生じていると考えられる。

本報告では、総合選抜制度そのものの存続が全国的な検討に晒されている今、その制度理念とともに実際の実施状況を具体的事例をもって検証していくことを目的とする。

2 事例対象

ひとくちに総合選抜制度と言っても、その方式は、①居住地優先方式、②志望優先方式、③学力均等配分方式の3つに大きくわけることができる。ただし、その制度理念から100%の志望優先はあり得ず、志望をどの程度加味するかは各学区レベルで異なるが、志望優先と居住地優先を併用することが多い。

本報告では、総合選抜制度の理念とともに実際の実施状況を詳察するため事例研究の方法を採るが、その対象は兵庫県においた。というのも兵庫県は、上述した3方式すべてが見られる県であり、全国でも最大規模の総合選抜制度実施県であるためである。

兵庫県における公立高等学校入学者選抜は、総合選抜制度（5学区）、単独選抜制度（10学区）、連携校方式（2学区）の3つの選抜制度で実施されている。本研究の調査対象である総合選抜制度の実施学区は、伊丹・尼崎・西宮・宝塚・明石の5学区である。この5学区は、いずれも都市部近郊の人口急増地域であり、特に、伊丹・尼崎・西宮・宝塚学区は、神戸市と大阪府との両大都市間に挟まれた地理条件のもと、高度経済成長を背景に1970年代以降人口が急増してきた地域である。兵庫県では、生徒増加に対応して公立高校を新設しなければならない、このような学区の一部において総合選抜制度が実施されてきた。というのも、新設校は下位高校とランク付けられ、定員割れの傾向が見られたためである。つまり、①. 新設高校および市立高校の不人気による高校間格差の問題、②. それに伴う中学教育の歪み、そして、③. 今後予想される生徒数急増に対応して新設される高校の位置づけという問題に対応する制度として、①' 高校間格差をつくらずに、②' 過度の受験競争を引き起こさず、③' 地域の生徒の大部分がその地域の学校に進学する（新設校育成）ための総合選抜制度が採用されたのであった。

これら各学区において、その制度理念は同一ではあるが、制度運営状況や変遷は学区レベルで異なる。たとえば、選抜試験合格者の各高校への配分方法は、阪神間4学区は「居住地優先」方式をとるが、明石学区では「学力均等配分」方式をとる。また、同じ「居住地優先」方式でも、尼崎・西宮・宝塚学区の志望優先率は10%なのに対して、伊丹学区は志望優先率が40%と高い。あるいは、阪神間の4学区において総合選抜制度が実施されたのは、中学区制が導

入された1953年であるが、明石学区は1975年である。ところが、総合選抜制度導入年が同じである阪神間4学区でも、たとえば伊丹学区は一時期（1960-70年）単独選抜制度を実施したことがあるなど、各学区

（地域）レベルで異なる変遷をたどる。このように、同じ県下で実施されている総合選抜制度といえども、その学区（地域）レベルで制度運営方法も変遷も異なる。

そこで本報告では、総合選抜制度を実施している各学区レベルにおける総合選抜制度の変遷、実態、特徴を詳察したのちに、兵庫県の総合選抜制度の特徴を考察することを通して、総合選抜制度の理念と現状に関して検討することにする。

3 兵庫県における総合選抜制度の諸特徴

各学区レベルでの総合選抜制度の変遷、実態等を詳察した結果、以下の知見を得られた。

1) 現在、総合選抜制度を批判／擁護する際にみられる「能力主義か平等主義か」という議論は、

「能力主義にたつ単独選抜制度か、あるいは平等主義に立つ総合選抜制度か」という議論にすり替わっている。「能力」主義は、総合選抜制度は「個人の選択の自由」を制限すると非難する。それに対して総合選抜制度の立場からは、「能力」主義のいう

「個人の選択の自由」は「受験競争の自由」であるとして、単独選抜制度の弊害—たとえば、学校間格差、受験競争の過熱化、小中学校教育の歪み、新設校の下位ランク付け等—を指摘することで「能力」主義を非難する。同時に、「能力」主義と対立する概念である「平等」主義を擁護することで、総合選抜制度を主張するという論を展開する。このように、総合選抜制度について語ること自体が、単独選抜制度の学区に見られる教育上の弊害を顕在化して、警鐘を鳴らすものとして機能している点も指摘できる。しかし「能力主義＝単独選抜制度、平等主義＝総合選抜制度」という議論は、公教育イデオロギーの対立の問題であって、必ずしも現実に成り立っているわけではないことが明らかになった。

2) 多様化・個性化が叫ばれるなかで特設されていく総合学科や特色学科、コース制との兼ね合いが今後さらに総合選抜制度の存続にかかわってくることが予想される。

「コース制、専門学科の導入により高校間格差が

拡大していった」というように、多様化・個性化政策に伴う総合学科や特色学科などの特設増加は、学校間格差をもたらし、「総選崩し」のもとであると懸念されている。

3) 同県における総合選抜制度でも、その変遷や地理的条件、私立高校とのかねあい、公立高校合格者の配分方式等の相違等によって各学区ごとに多様な様態を呈しており、画一的評価はできない。

たとえば「学力均等配分」方式をとる明石学区は、高校間格差が少なく、どの高校へ進学しても大学への進学が可能であり過度の受験競争は起きていない。他の4学区は「居住地優先」方式をとるが、志望優先率を40%認める伊丹学区では高校間格差がみられ、かつコース制や伝統校、一部の人気校への進学のために過度の受験競争が起きている。同じ志望優先率（10%）を認める尼崎学区と西宮（宝塚）学区でも様子は異なる。西宮学区では、中学校側の進路指導によって、この10%を利用する生徒は少なく、学校間格差をつくらないように地元高校への進学が基本となっている（地元校進学率 99.3%）。ところが、南北間で学力格差のある尼崎学区では、地元高校へ進学するということは、つまり、高校間格差を安定化させるということになり、アイロニカルな結果を招くことになる。

このように、総合選抜制度は、実施学区（地域）の地理的／経済的条件や制度の変遷等によって異なる様態を見せる。つまりそれは、総合選抜制度という選抜制度の社会的機能が、学区（地域）レベルで現実異なることを意味する。総合選抜制度については全国レベルでの画一的評価はできないし、県レベルでもできないものであり、一定地域内での評価を必要とする制度であると指摘できよう。

*各学区レベルでの具体的な資料と分析は発表当日に配布させていただきます。

【主要参考文献】

- 金子照基 1973「総合選抜制度の意義と課題」『公立高等学校入学者選抜試験制度の改革に関する調査研究』科研費補助報告書
- 兵藤泰三 1973「まえがき」『公立高等学校入学者選抜試験制度の改革に関する調査研究』科研費補助報告書
- 杉江修治、三上和夫共編 1992『誰のための高校』合同出版